

役員及び評議員報酬規程

社会福祉法人アントニオ愛児会定款第8条ならびに第21条により、役員及び評議員の報酬規程を次のように定める。

- 1 理事長及び理事の業務内容は定款並びに別表に示すとおりである。
- 2 理事長の業務報酬は、月額 250,000 円とする。
但し、園長職を兼務して給与報酬を受けている理事長は、法人の定める理事長の業務報酬は支給しない。
- 3 評議員及び理事の業務報酬は、実績 1 時間当たり 1,800 円とする。
- 4 監事の現場における監査業務については、次のとおりの報酬とする。
監査業務実施 1 日につき 18,000 円（半日 9,000 円 文書作成等の事務費を含む。旅費は規定により別途支給する。）
但し、監査以外の理事会等の報酬は、実績 1 時間当たり 1,800 円とする。
- 5 上記業務を実施した時は別に示す様式による業務実績簿に記録し理事長の確認を受けるものとする。

附則

- 1 平成17年4月1日より施行
- 2 平成21年4月1日 一部改正（役員等業務報酬基準）
- 3 平成24年1月24日 一部改正（理事長業務報酬、監査の業務報酬について）
- 4 平成29年1月27日 一部改正（理事長報酬・評議員報酬）
- 5 平成29年6月15日 評議員会で承認後、施行する